

八頭町立郡家東保育所乳児等通園支援事業運営規程

(総則)

第1条 この運営規程は、乳児等通園支援事業の運営のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、八頭町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第38号)及び八頭町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第39号)、その他の関係法令(以下「法令等」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 八頭町が設置する乳児等通園支援事業を実施する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八頭町立郡家東保育所
- (2) 所在地 八頭町稻荷167番地

(事業の目的及び運営の方針)

第3条 郡家東保育所(以下「当園」という。)が運営する乳児等通園支援事業において乳児等通園支援(以下「支援」という。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児及び幼児が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

2 当園は、法令等を順守し、乳児等通園支援事業を実施するものとする。

3 当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告107号)に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用する乳幼児(以下「利用乳幼児」という。)の心身の状況等に応じた支援を提供するものとする。

(提供する支援の内容)

第4条 当園は第7条に規定する時間において、一般型乳児等通園支援事業における支援を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 支援の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 所長 1名
職員及び業務の管理を行うとともに、支援内容を統括する。
- (2) 所長補佐 1名
所長を補佐するとともに、保育士が行う業務を補助し、保育士を統括する。
- (3) 保育士 1名(常勤1名)
専門的知識及び技術をもって、利用乳幼児の支援及びその保護者(以下「利用保護者」という。)に対する支援に関する助言等を行う。

(支援の提供を行う日・提供を行わない日)

第6条 支援の提供を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日
- (4) 前 3 号のほか当園に特別な事情がある日

(支援の提供を行う時間)

第7条 支援を提供する時間は、次のとおりとする。

午前 9 時から午後 3 時までとする。ただし、当園に特別な事情があるときは、この限りではない。

(利用者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額)

第8条 利用保護者は、下記のとおり利用料を当園へ支払うものとする。

利用料 こども一人1時間あたり 300 円

2 前項に掲げる利用料のほか、次に掲げる費用の支払いを求めるものとする。

給食費 こども一人 1 回あたり 300 円(ただし、給食費は免除する。)

(乳児、幼児の区分ごとの利用定員)

第9条 利用定員は以下のとおりとする。

- (1) 0 歳児 0 人
- (2) 1・2 歳児 2 人

(利用の開始に関する事項)

第 10 条 当園は、支援の提供に係る申請があった場合、利用を希望する保護者に支給認定証の提出を求め、乳児等通園支援事業の利用対象者であることを確認するものとする。

2 当園は、支援の利用の申込みを行った保護者に対して、本運営規程の概要など利用申込者が支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を用いて、説明を行うものとする。

3 当園は、支援の提供に際して、乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の保育施設等の利用状況等の把握を行うものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 11 条 以下の場合には、支援の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が満 3 歳に達したとき
- (2) 利用乳幼児が保育施設等へ入所する等、対象要件に該当しなくなったとき
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。ただしこの場合は、事前に町と協議を行うものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第 12 条 当園は、保護者が偽りその他の不正な行為によって乳児等通園支援の提供を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して町に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 当園は、当園における事故に関して、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に準拠した対応を行うものとする。

2 当園は、支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に円滑に損賠賠償を行うため、当園を被保険者とする賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第 14 条 当園は、地震、津波、火災、台風又は風水害等の災害に対する避難計画等を作成し、毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 15 条 当園は、利用乳幼児の虐待の防止に関して、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に準拠した対応を行うものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 当園の職員及び職員であった者は、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を保持するものとする。

2 当園は、特定教育・保育施設等、他の乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用乳幼児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用保護者の同意を得るものとする。

(苦情の対応)

第 17 条 当園は、利用乳幼児又は保護者その他の子どもの家族からの支援の提供に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 18 条 当園は、支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。